

令和2年4月10日

新型コロナウイルスの消毒に関する基本指針

新型コロナウイルスに係る総合対策本部

1. 基本的な考え方

本基本指針は、本学の学生（児童・生徒等を含む。以下同じ）・教職員等に感染者が発生した場合に、学内における接触感染による新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、学内の施設及び設備の消毒に関する実施の手順及び方法等に関する指針を定めるものである。

なお、飯田キャンパスについては、本指針によらず個別に対応することができるものとする。

2. 消毒実施までの流れ

- ① 各キャンパス（小白川，飯田，米沢，鶴岡，松波の各地区）において、本学の学生，教職員（派遣労働者を含む。），委託業者，その他構内に立ち入った者等の中に感染者がいることが判明した場合，各キャンパス事務部総務課（松波地区については教育部附属学校事務室）から総務部総務課（法規担当）に速やかに報告する。
- ② 各キャンパスにおいて，県（保健所）が実施する疫学調査や濃厚接触者の特定に協力する。その際，県（保健所）からの依頼事項，当該キャンパスからの回答内容及び県の指導内容について，当該キャンパスから総務部総務課（法規担当）へ順次情報共有を行う。
- ③ 総務部総務課（法規担当）は当該キャンパスからの①及び②の内容を新型コロナウイルスに係る総合対策本部長に順次報告するとともに，保健管理センター所長及び医学部附属病院感染制御部長に報告し，必要な助言等を当該キャンパスに伝達する。
- ④ 総務部総務課（法規担当）と連携の下，当該キャンパスにおいて消毒を実施する。

3. 消毒の実施

- ・ 消毒の実施に当たっては，原則として外部業者に消毒を依頼する。業者の選定に当たっては，必要に応じて総務部総務課（法規担当）と相談することとする。
- ・ なお，業者選定が難航した場合や，消毒の対象が広範囲に及ぶ等により業者へ委託しても作業完了までに時間を要することが見込まれる場合は，本部長が医学部附属病院感染制御部長の指示の下で職員が消毒作業を行うことを指示することができる。

4. 職員が作業を行う際の作業手法

医学部附属病院感染制御部長の指示に基づいて行うこととなるが、原則として次亜塩素酸ナトリウム系の薬剤を用いて以下の作業を行う。

手法①：清拭

学内の講義室，会議室，研究室，事務室及びその他の共有スペース等において，人の手指が触れるものを拭き取る。

（対象例）

手すり，ドアノブ，窓・引き出しの取手，照明のスイッチ，リモコン，机，椅子，電話機，パソコンのキーボード，食器，水道栓，便器フタ，便座

手法②：散布

範囲を指定した上で，人の手の届く範囲や人の歩く床面に吹き付ける。

手法③：洗濯

衣類，リネン類，カーテン等を洗濯・乾燥する。

手法④：浸漬

食器や調理器具等は薬剤を洗面器や流し台シンクに溜め，5分以上付けたうえで取り出し，洗剤で洗浄・乾燥する。

（作業時の留意点）

全般

- ・ 感染者の症状により消毒の方法や消毒薬が変わってくるため，それらについては医学部附属病院感染制御部長の指示に従うこと。
- ・ 作業前後に，手洗いや除菌を行うこと。
- ・ 窓やドアを開放するとともに，換気扇を作動させるなど，室内喚起を図ること。
- ・ 作業時は必ずマスク，ゴム手袋を着用することとし，事前に当該キャンパスにおける在庫を確認しておくとともに，不足がある場合は総務部総務課（法規担当）及び保健管理センターと連携して必要な装備品を確保すること。
- ・ 薬剤臭が強いと感じた場合は，時間をおいて少しずつ作業を進めること。

手法②：清拭

- ・ 紙ウエスは汚染面を繰り返し使わず，全体的に汚れたら新品に交換して作業すること。
- ・ 机の上など広い場所は，一筆書きの要領でゆっくり丁寧に拭き取り，拭き残りが無いよう配慮すること。

手法③：散布

- ・ 薬剤を散布する際は，できる限り範囲を限定して行うこととし，空間中に散布・噴霧させないこと。